

令和8年第3回農業委員会議事録

令和8年3月25日

下妻市農業委員会

令和8年第3回下妻市農業委員会会議録

1. 日 時 令和8年3月25日(水) 午後1時30分
2. 場 所 下妻市役所3階 会議室3-1
3. 議 案
 - 第1号 農地法第3条の規定による所有権移転許可申請に対する処分について
 - 第2号 農地法第3条の規定による賃借権設定許可申請に対する処分について
 - 第3号 農地法第5条の規定による所有権移転許可申請に対する処分について
 - 第4号 農地法第5条の規定による賃借権設定許可申請に対する処分について
 - 第5号 農地法第5条の規定による使用貸借権設定許可申請に対する処分について
 - 第6号 現況証明書の交付決定について
 - 第7号 令和8年度最適化活動の目標の設定等について
4. 報 告
 - 第1号 農地法第3条第1項第13号の規定による農地等の権利移動届出について
 - 第2号 制限除外の農地の移動届出について
 - 第3号 農地法第18条第6項の規定による通知書受理について
 - 第4号 下妻市情報セキュリティポリシーの策定について

出席委員次のおり

1番 高橋 克己	2番 鶴見 清忠	3番 結束 乾一
4番 野村 操	5番 栗原 三郎	6番 鈴木 政良
7番 中山 悟	8番 吉川 利幸	9番 飯島 晴彦
10番 草間 進	11番 白井 安男	12番 笠島 修
13番 羽賀 茂	14番 齊藤 森一	15番 稲川 広美
16番 飯村 春夫	17番 程塚 裕行	18番 塚田 好克
19番 齋藤 孝夫		

出席職員次のおり

局長 広瀬 和男 局長補佐 杉田 由里子 局長補佐 磯 和洋 係長 富張 陽子

(午後1時30分 開会)

議長(会長 齋藤孝夫君)

ただいまから、令和8年第3回下妻市農業委員会総会を開会いたします。

本日の出席委員は、19名であります。

定足数に達しておりますので、会議は成立いたします。

なお、本日の議事録署名委員は、10番 草間 進 君、12番 笠島 修 君、の両名を指名いたします。

それでは、議事に入ります。

はじめに、議案第1号、農地法第3条の規定による所有権移転許可申請に対する処分について、を議題といたします。提案理由の説明を求めます。局長。

事務局長(広瀬和男君)

1ページをお開き願います。

議案第1号、農地法第3条の規定による所有権移転許可申請につきましては、今回、3件の申請であります。ご説明申し上げます。

処理番号1号、申請地、北大宝地内、畑、859㎡、申請理由は、農業経営規模拡大のための所有地に隣接する農地の取得で、耕作面積、従農者数、農機具等は、議案書に記載のとおりです。農地法第3条第2項各号の不許可の条文には該当しない申請内容であると考えられます。

処理番号2号、申請地、大木地内、畑、532㎡、申請理由は、農業経営規模拡大で、耕作面積、従農者数、農機具等は、議案書に記載のとおりです。農地法第3条第2項各号の不許可の条文には該当しない申請内容であると考えられます。

処理番号3号、申請地、小島地内、2筆、田及び畑、合計3,080㎡、申請理由は、耕作している農地の取得で、耕作面積、従農者数、農機具等は、議案書に記載のとおりです。公益社団法人 茨城県農林振興公社が、今月の報告第1号により取得した農地の売り渡しであります。農地法第3条第2項各号の不許可の条文には該当しない申請内容であると考えられます。

以上でございます。

議長(会長 齋藤孝夫君)

説明を終ります。次に担当委員の調査について、順次報告願います。

(議案第1号)

処理番号1号:白井委員

議案第1号 処理番号1号について報告いたします。申請地は、霞ヶ浦農業用水管理センターから北西へ約250mにあり、休耕でしたが、きれいに管理されておりました。3月18日、現地調査をした結果、地域調和要件など、3条チェックシートで確認し、許可要件に問題ありません。申請人への確認は、譲受人には自宅訪問にて行い、譲渡人には電話にて行い、申請事由のとおりであることを確認しました。申請書の確認及び現地調査の結果、問題ないと判断しました。

ご審議よろしくお願います。

処理番号2号:鶴見委員

議案第1号 処理番号2号について報告いたします。申請地は、JA常総ひかり下妻梨第1選果場から南東へ約900mにあり、野菜の作付けがされていました。休耕でしたが、きれいに管理されていました。3月17日、現地調査をした結果、地域調和要件など、3条チェックシートで確認し、許可要件に問題ありません。申請人への確認は、譲受人には自宅訪問にて行い、譲渡人には電話にて行い、申請事由のとおりであることを確認しました。申請書の確認及び現地調査の結果、問題ないと判断しました。

ご審議よろしく申し上げます。

処理番号3号:齊藤委員

議案第1号 処理番号3号について報告いたします。申請地は、市指定文化財 小島草庵跡から北東へ約450m圏内にあり、水稻の作付け後、耕耘され、きれいに管理されていました。3月18日、現地調査をした結果、地域調和要件など、3条チェックシートで確認し、許可要件に問題ありません。申請人への確認は、電話にて行い、申請事由のとおりであることを確認しました。申請書の確認及び現地調査の結果、問題ないと判断しました。

ご審議よろしく申し上げます。

議長(会長 齋藤孝夫君)

調査結果について発言はありませんか。

(「なし」と発する者あり)

議長(会長 齋藤孝夫君)

なければお諮りいたします。本案につきましては、申請のとおり処分することに異議ありませんか。

(「異議なし」と発する者あり)

議長(会長 齋藤 孝夫君)

異議なしと認め、左様決しました。

続いて、議案第2号、農地法第3条の規定による賃借権設定許可申請に対する処分について、を議題といたします。提案理由の説明を求めます。局長。

事務局長(広瀬和男君)

2ページをお開き願います。

議案第2号、農地法第3条の規定による賃借権設定許可申請につきましては、今回、2件の申請であります。ご説明申し上げます。

処理番号1号、申請地、長塚地内、3筆、畑、合計2,733㎡、申請理由は、農業経営規模拡大のため賃借りするもので、耕作面積、従農者数、農機具等は、議案書に記載のとおりです。農地法第3条第2項各号の不許可の条文には該当しない申請内容であると考えられます。

処理番号2号、申請地、半谷地内、畑、509㎡、申請理由は、農業経営規模拡大のため賃借りするも

ので、耕作面積、従農者数、農機具等は、議案書に記載のとおりです。農地法第3条第2項各号の不許可の条文には該当しない申請内容であると考えられます。以上でございます。

議長(会長 齋藤孝夫君)

説明を終わります。次に担当委員の調査について、順次報告願います。

(議案第2号)

処理番号1号:吉川委員

議案第2号 処理番号1号について報告いたします。申請地は、大和保育園から500m圏内にあり、休耕でしたが、きれいに管理されていました。3月19日、現地調査をした結果、地域調和要件など、3条チェックシートで確認し、許可要件に問題ありません。申請人への確認は、賃借人には電話にて行い、賃借人には自宅訪問にて行い、申請事由のとおりであることを確認しました。申請書の確認及び現地調査の結果、問題ないと判断しました。

ご審議よろしく願います。

処理番号2号:鶴見委員

議案第2号 処理番号2号について報告いたします。申請地は、JA常総ひかり下妻梨第1選果場から西へ約800mにあり、麦の作付けがされていました。3月17日、現地調査をした結果、地域調和要件など、3条チェックシートで確認し、許可要件に問題ありません。申請人への確認は、賃借人には電話にて行い、賃借人には会社訪問にて行い、申請事由のとおりであることを確認しました。申請書の確認及び現地調査の結果、問題ないと判断しました。

ご審議よろしく願います。

議長(会長 齋藤孝夫君)

調査結果について発言はありませんか。

(「なし」と発する者あり)

議長(会長 齋藤孝夫君)

なければお諮りいたします。本案につきましては、申請のとおり処分することに異議ありませんか。

(「異議なし」と発する者あり)

議長(会長 齋藤孝夫君)

異議なしと認め、左様決しました。

続いて、議案第3号、農地法第5条の規定による所有権移転許可申請に対する処分について、を議題といたします。提案理由の説明を求めます。局長。

事務局長(広瀬和男君)

3 ページ並びに、参考資料の 1 ページをお開き願います。

議案第 3 号、農地法第 5 条の規定による所有権移転許可申請につきましては、今回、4 件の申請であります。ご説明申し上げます。

処理番号 1 号、申請地、黒駒地内、登記、畑、現況、一部 雑種地、1,963 m²、申請理由は、事業を拡大するにあたり、既存事業所敷地が手狭であることから、令和 6 年から自動車展示場として、一部を無断転用していた申請地を始末書添付のうえ、敷地拡張したく、譲受するものでございます。

参考資料の 3 ページをお開き願います。

処理番号 2 号、申請地、今泉地内、登記、畑、現況、雑種地、244 m²、申請理由は、既存社員寮の駐車場が手狭であるため、令和 6 年から駐車場として無断転用していた申請地を、始末書添付のうえ、譲受するものでございます。

参考資料の 5 ページをお開き願います。

処理番号 3 号、申請地、鎌庭地内、2 筆、畑、合計 499 m²、申請理由は、アパートに住んでおり、申請地に自己住宅を建築したく譲受するものでございます。

4 ページ並びに、参考資料の 7 ページをお開き願います。

処理番号 4 号、申請地、横根地内、登記、田、現況、畑、541 m²、申請理由は、アパートに住んでおり、申請地に自己住宅を建築したく、父より受贈するものでございます。

農地区分及び許可方針につきましては、磯補佐から説明いたさせます。

事務局職員(磯和洋君)

農地法に基づく農地区分及び許可方針についてご説明いたします。

議案書は 3 ページ、参考資料は、1 ページ・2 ページをお開き願います。

処理番号 1 号、立地基準の農地区分につきましては、10ha 未満の小規模区域内にある農地であるため、第 2 種農地と判断され、他の転用候補地で事業を達成する見込みがないことから、許可方針は原則許可でございます。また、一般基準につきましては、農地転用の必要性など、支障のない計画となっております。

参考資料は、3 ページ・4 ページをお開き願います。

処理番号 2 号、立地基準の農地区分につきましては、10ha 以上の区域内にある農地であるため、第 1 種農地と判断され、許可方針は原則不許可ですが、業務上必要であり、かつ、住宅が 70m 以内に 6 戸以上、立地している集落に接続して設置されるものであることから、不許可の例外規定に該当いたします。また、一般基準につきましては、農地転用の必要性など、支障のない計画となっております。

参考資料は、5 ページ・6 ページをお開き願います。

処理番号 3 号、立地基準の農地区分につきましては、上水道管及び下水道管が埋設されている道路に接し、申請に係る農地から 500m 以内に 2 以上の公共施設、千代川中学校・きぬ保育園があることから、第 3 種農地と判断され、許可方針は原則許可でございます。また、一般基準につきましては、農地転用の確実性、資金計画など、支障のない計画となっております。

議案書は 4 ページ、参考資料は、7 ページ・8 ページをお開き願います。

処理番号 4 号、立地基準の農地区分につきましては、10ha 以上の区域内にある農地であるため、第 1 種農地と判断され、許可方針は原則不許可ですが、業務上必要であり、かつ、住宅が 70m 以内に 6 戸以上、立地している集落に接続して設置されるものであることから、不許可の例外規定に該当いたします。

また、一般基準につきましては、農地転用の確実性、資金計画など、支障のない計画となっております。農地法以外の他法令につきましては、汚水・雑排水処理計画において、下妻市の放流承認が許可済みとなっております。

なお、本申請は、自己住宅基準面積の 500 ㎡を超えておりますが、分筆しても過小残地として利用しにくい農地が残ることから、申請面積が 541 ㎡となっております。

よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

議長(会長 齋藤孝夫君)

説明を終わります。次に担当委員の調査について、順次報告願います。

(議案第 3 号)

処理番号 1 号:鶴見委員(代理報告)

議案第 3 号 処理番号 1 号について報告いたします。申請地は、上妻小学校から北へ約 400m にあり、休耕でしたが、きれいに管理されておりました。申請地の一部が自動車展示場で利用されており、その内容は始末書で確認しました。3 月 19 日、地区委員 2 名、事務局職員磯補佐と現地調査を行いました。申請人への確認は、譲受人には電話にて行い、また、譲渡人にも電話にて行い、申請事由のとおりであることを確認しました。申請書の確認及び現地調査の結果、周辺農地への影響はなく、自動車展示場を敷地拡張し転用することについて、問題ないと判断しました。

ご審議よろしくお願ひします。

処理番号 2 号:野村委員

議案第 3 号 処理番号 2 号について報告いたします。申請地は、下妻市立図書館から南へ約 700m にあり、駐車場で利用されており、その内容は始末書で確認しました。3 月 19 日、地区委員 2 名、事務局職員山中主査と現地調査を行いました。申請人への確認は、譲受人には電話にて行い、また、譲渡人にも電話にて行い、申請事由のとおりであることを確認しました。申請書の確認及び現地調査の結果、周辺農地への影響はなく、駐車場へ転用することについて、問題ないと判断しました。

ご審議よろしくお願ひします。

処理番号 3 号:飯島委員

議案第 3 号 処理番号 3 号について報告いたします。申請地は、千代川中学校から西へ約 300m にあり、耕作されておらず、雑草が繁茂しておりました。3 月 19 日、地区委員 2 名、事務局職員富張係長と現地調査を行いました。申請人への確認は、譲受人には電話にて行い、また、譲渡人にも自宅訪問にて行い、申請事由のとおりであることを確認しました。申請書の確認及び現地調査の結果、周辺農地への影響はなく、自己住宅へ転用することについて、問題ないと判断しました。

ご審議よろしくお願ひします。

処理番号 4 号:白井委員

議案第 3 号 処理番号 4 号について報告いたします。申請地は、東部中学校から東へ約 900m にあり、休耕でしたが、きれいに管理されておりました。3 月 19 日、地区委員 2 名、事務局職員山中主査と現地

調査を行いました。申請人への確認は、譲受人には電話にて行い、また、譲渡人には電話にて行い、申請事由のとおりであることを確認しました。申請書の確認及び現地調査の結果、周辺農地への影響はなく、自己住宅へ転用することについて、問題ないと判断しました。

ご審議よろしくお祈いします。

議長(会長 齋藤孝夫君)

調査結果について発言はありませんか。

(「なし」と発する者あり)

議長(会長 齋藤孝夫君)

なければお諮りいたします。本案につきましては、申請のとおり処分することに異議ありませんか。

(「異議なし」と発する者あり)

議長(会長 齋藤孝夫君)

異議なしと認め、左様決しました。

続いて、議案第4号、農地法第5条の規定による賃借権設定許可申請に対する処分について、を議題といたします。提案理由の説明を求めます。局長。

事務局長(広瀬和男君)

5ページ並びに、参考資料の9ページをお開き願います。

議案第4号、農地法第5条の規定による賃借権設定許可申請につきましては、今回、1件の申請であります。ご説明申し上げます。

処理番号1号、申請地、平方地内、4筆、田、合計12,587㎡、申請理由は、販売用の砂利を採取するため、砂利採取場及び表土置場として、申請地を一時転用したく賃借りするものでございます。

農地区分及び許可方針につきましては、磯補佐から説明いたさせます。

事務局職員(磯和洋君)

議案書は、5ページ、参考資料は、9ページ・10ページをお開き願います。

まず初めに、今回の砂利採取について、ご説明いたします。

砂利採取法第16条の規定に基づき、採取計画を定め茨城県知事の認可を受ける必要があります。砂利採取においては、現状に復すことが必要なことから、表土を敷地内に堆積し、その後、掘削・搬出を行い、掘削終了後に掘削・搬出した分と同量の購入土をもって埋め戻しを行い、敷地内に堆積しておいた表土にて復元するものでございます。

それでは、農地法に基づく農地区分及び許可方針についてご説明いたします。

処理番号1号、立地基準の農地区分につきましては、農用地区域内農地であることから、許可方針は原則不許可ですが、砂利採取のための一時的な利用で、その必要があり、かつ農業振興地域整備計画の達成に支障を及ぼさないことから、不許可の例外規定に該当いたします。また、一般基準につきまして

は、農地転用の確実性、資金計画など、支障のない計画となっております。農地法以外の他法令につきましては、砂利採取法の採取計画に基づく認可が申請済みとなっております、道路一時使用の許可申請が許可済みとなっております。

よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

議長(会長 齋藤孝夫君)

説明を終わります。次に担当委員の調査について、報告願います。

(議案第4号)

処理番号1号:鶴見委員(代理報告)

議案第4号 処理番号1号について報告いたします。申請地は、上妻小学校から北西へ約2kmにあり、水稻の刈り取り後でした。3月19日、地区委員2名、事務局職員磯補佐と現地調査を行いました。申請人への確認は、賃借人には電話にて行い、また、賃貸人にも電話にて行い、申請事由のとおりであることを確認しました。申請書の確認及び現地調査の結果、周辺農地への影響はなく、砂利採取場及び表土置場とするため、一時転用することについて、問題ないと判断しました。

ご審議よろしくお願います。

議長(会長 齋藤孝夫君)

調査結果について発言はありませんか。齊藤(森)委員。

齊藤(森)委員

砂利採取が終わった後、復元後は水田として利用するのですか。

議長(会長 齋藤孝夫君)

事務局、お願いします。

事務局長(広瀬和男君)

こちらにつきましては、表土を2mほどめくって砂利採取を行い、購入土で戻しまして、復元し、再度耕作をする予定と伺っております。ちなみに、このすぐ近く、筑西市において、過去に同様の砂利採取を実施したという経過があると聞いております。

以上でございます。

齊藤(森)委員

続いての質問となりますが、断面図は添付はされてなかったのですか。

議長(会長 齋藤孝夫君)

事務局、お願いします。

事務局長(広瀬和男君)

こちらの計画ですが、まず現場調査の結果により、表土を2mほどめぐりまして、その下、GL7mまで、掘削をかけて、購入土で戻しまして、また表土を戻して、砂利採取を終了するという流れと伺っております。

議長(会長 齋藤孝夫君)

この件につきましては、私の担当地区で、現地調査も行いました。先ほど局長から話がありましたが、その現場から約200m西の方、そこは筑西市となりますが、今回の賃借人と同じ申請人が、去年と一昨年、2年間にわたりまして、今回の計画のように約2haの土地から砂利をとって、その後を復元して、今年からは水田として、田植えができるような状況になっております。

齊藤(森)委員

その購入土は、どこかの農地から購入したものになりますか。

事務局長(広瀬和男君)

計画を、読み上げさせていただきますと、まず全体的な総掘削量が4万3,910 m³、そのうち表土が1万4,279 m³、採取する砂利が2万9,631 m³という計画であります。

砂利を取った部分については、同じ量の購入土、これを栃木県の岩舟町にあります石材工業から運搬すると計画されております。

齊藤(森)委員

購入土の成分等についての検査はどのようになっていますか。

事務局長(広瀬和男君)

県の指導となります。

齊藤(森)委員

購入土の発生場所の確認は行うのでしょうか。

事務局職員(磯和洋君)

お答えします。農業委員会では購入の発生元への調査等はいたしません。これは県の許可案件でございますので、県において実施するものと考えております。以上でございます。

議長(会長 齋藤孝夫君)

齊藤(森)委員、よろしいですか。

齊藤(森)委員

はい。

議長(会長 齋藤孝夫君)

その他に発言はありませんか。

(「なし」と発する者あり)

議長(会長 齋藤孝夫君)

なければお諮りいたします。本案につきましては、申請のとおり処分することに異議ありませんか。

(「異議なし」と発する者あり)

議長(会長 齋藤孝夫君)

異議なしと認め、左様決しました。

続いて、議案第5号、農地法第5条の規定による使用貸借権設定許可申請に対する処分について、を議題といたします。提案理由の説明を求めます。局長。

事務局長(広瀬和男君)

6ページ並びに、参考資料の11ページをお開き願います。

議案第5号、農地法第5条の規定による使用貸借権設定許可申請につきましては、今回、2件の申請であります。ご説明申し上げます。

処理番号1号、申請地、谷田部地内、畑、455㎡、申請理由は、実家に住んでおり、申請地に自己住宅を建築したく父より借りるものでございます。

参考資料の13ページをお開き願います。

処理番号2号、申請地、村岡地内、畑、441㎡、申請理由は、借家に住んでおり、申請地に自己住宅を建築したく伯父より借りるものでございます。

農地区分及び許可方針につきましては、磯補佐から説明いたさせます。

事務局職員(磯和洋君)

農地法に基づく農地区分及び許可方針についてご説明いたします。

議案書は6ページ、参考資料は、11ページ・12ページをお開き願います。

処理番号1号、立地基準の農地区分につきましては、10ha以上の区域内にある農地であるため、第1種農地と判断され、許可方針は原則不許可ですが、住宅が70m以内に6戸以上、立地している集落に接続して設置されるものであることから、不許可の例外規定に該当いたします。また、一般基準につきましては、農地転用の確実性、資金計画など、支障のない計画となっております。

参考資料は、13ページ・14ページをお開き願います。

処理番号2号、立地基準の農地区分につきましては、10ha以上の区域内にある農地であるため、第1種農地と判断され、許可方針は原則不許可ですが、住宅が70m以内に6戸以上、立地している集落に接続して設置されるものであることから、不許可の例外規定に該当いたします。また、一般基準につきましては、農地転用の確実性、資金計画など、支障のない計画となっております。農地法以外の他法令につきましては、汚水・雑排水処理計画において、下妻市の放流承認が申請済みとなっております。

よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

議長(会長 齋藤孝夫君)

説明を終わります。次に担当委員の調査について、順次報告願います。

(議案第5号)

処理番号1号:草間委員

議案第5号 処理番号1号について報告いたします。申請地は、JA常総ひかりカントリーエレベーター敷地の道路を挟んだ反対側にあり、休耕でしたが、きれいに管理されていました。3月19日、地区委員2名、事務局職員富張係長と現地調査を行いました。申請人への確認は、借人には自宅訪問にて行い、また、貸人にも自宅訪問にて行い、申請事由のとおりであることを確認しました。申請書の確認及び現地調査の結果、周辺農地への影響はなく、自己住宅へ転用することについて、問題ないと判断しました。

ご審議よろしく願います。

処理番号2号:羽賀委員

議案第5号 処理番号2号について報告いたします。申請地は、つくばサーキットから北西へ約700mにあり、耕作されておらず、雑草少し生えていました。3月19日、地区委員2名、事務局職員富張係長と現地調査を行いました。申請人への確認は、借人には電話にて行い、また、貸人にも電話にて行い、申請事由のとおりであることを確認しました。申請書の確認及び現地調査の結果、周辺農地への影響はなく、自己住宅へ転用することについて、問題ないと判断しました。

ご審議よろしく願います。

議長(会長 齋藤孝夫君)

調査結果について発言はありますか。

(「なし」と発する者あり)

議長(会長 齋藤孝夫君)

なければお諮りいたします。本案につきましては、申請のとおり処分することに異議ありませんか。

(「異議なし」と発する者あり)

議長(会長 齋藤孝夫君)

異議なしと認め、左様決しました。

続いて、議案第6号、現況証明書の交付決定について、を議題といたします。提案理由の説明を求めます。局長。

事務局長(広瀬和男君)

7ページをご覧願います。

現況証明書の交付決定につきましては、今回、3件の願出であります。非農地証明は、現況が山林で農地に復元することが著しく困難であるもの、又は、宅地になってから20年以上経過し、かつ違反転用に對して是正指導中でないものなどが交付の対象となります。ご説明申し上げます。

処理番号1号、申請地、中居指地内、畑、2,478㎡、現況が山林であるため、地目を変更したく、願出されたものであります。

処理番号2号、申請地、大宝地内、畑、433㎡、現況が山林であるため、地目を変更したく、願出されたものであります。

処理番号3号、申請地、大串地内、畑、983㎡、自己住宅及び作業所兼車庫敷地となった土地が60年以上経過するも、地目変更が未済のため、願出されたものであります。以上でございます。

議長(会長 齋藤孝夫君)

説明を終わります。次に担当委員の調査について、順次報告願います。

(議案第6号)

処理番号1号:野村委員

議案第6号 処理番号1号について報告いたします。願出地は、下妻第一高等学校第2グラウンドの西側に隣接し、山林になっていました。3月19日、地区委員2名、事務局職員山中主査と現地調査を行いました。願出人への確認は、市内在住の長女に確認を行い、願出事由のとおりであることを確認しました。願出書の確認及び現地調査の結果、山林になっていることから、証明書の交付について問題ないと判断しました。

ご審議よろしく申し上げます。

処理番号2号:白井委員

議案第6号 処理番号2号について報告いたします。願出地は、大宝小学校から北へ約550mにあり、山林になっていました。3月19日、地区委員2名、事務局職員山中主査と現地調査を行いました。願出人への確認は、電話にて行い、願出事由のとおりであることを確認しました。願出書の確認及び現地調査の結果、山林になっていることから、証明書の交付について問題ないと判断しました。

ご審議よろしく申し上げます。

処理番号3号:白井委員

議案第6号 処理番号3号について報告いたします。願出地は、大宝小学校から南へ300mにあり、自己住宅及び作業所兼車庫敷地となっていました。3月19日、地区委員2名、事務局職員山中主査と現地調査を行いました。願出人への確認は、自宅訪問にて行い、願出事由のとおりであることを確認しました。願出書の確認及び現地調査の結果、自己住宅及び作業所兼車庫敷地となっていることから、証明書の交付について問題ないと判断しました。

ご審議よろしく申し上げます。

議長(会長 齋藤孝夫君)

調査結果について発言はありませんか。

(「なし」と発する者あり)

議長(会長 齋藤孝夫君)

なければお諮りいたします。本案につきましては、証明書を交付することに異議ありませんか。

(「異議なし」と発する者あり)

議長(会長 齋藤 孝夫君)

異議なしと認め、左様決しました。

続いて、議案第7号、令和8年度最適化活動の目標の設定等について、を議題といたします。提案理由の説明を求めます。局長。

事務局長(広瀬和男君)

議案第7号の別紙をお開き願います。

議案第7号、令和8年度最適化活動の目標の設定等につきましては、農業委員会等に関する法律第37条におきまして、農業委員会は、農地等の利用の最適化の推進の状況、その他農業委員会の事務の実施状況について公表することが義務付けられていることから、令和8年度最適化活動における活動目標を定めるものであります。

内容につきましては、杉田補佐より説明いたさせます。

事務局職員(杉田由里子君)

議案第7号、令和8年度最適化活動の目標の設定等についてご説明いたします。

こちらにつきましては、来年度の目標設定につきまして、3月中に行うよう、国から各農業委員会に通知がなされており、本日の総会において審議いただくものです。また、農業委員会等に関する法律第37条に基づき、農地等の利用の最適化の推進状況、その他農業委員会における事務の実施状況について公表することとなっておりますのでよろしくお願いいたします。

1枚めくっていただきまして、こちらが令和8年度最適化活動の目標の設定等案でございます。1ページ目は、農業委員会の状況として、本市の農業委員会の体制及び概要について、でございますので、説明は割愛させていただきますが、2農家・農地等の概要の一番右の表につきましては、この後説明をさせていただきます。集積面積と連動する数字となっておりますので、4月以降に数字が確定いたしましたら修正を行う予定となっておりますのでよろしくお願いいたします。

続いて、1枚めくっていただきまして、こちらが最適化活動の目標となります。目標設定の方法につきましては、すべて国のガイドラインに従って設定することとなっております。

1最適化活動の成果目標につきまして、(1)農地の集積において、①これまでの集積面積(B)ですが、2,675haと入っております。こちらが先ほど申し上げた集積面積でございます。本来、令和8年4月1日現在の集積面積が入るところですが、こちらの集積面積は、毎年、農業政策課において4月に集計し、公表しているものでございます。現在は、まだ集計されておられませんので、昨年度の面積が入っております。そのため、農政課で数値が確定されましたら、修正を行う予定でございますのでよろしくお願いいたします。

ます。続いて②の目標につきましては、令和12年度に集積率を66%にする茨城県の目標を挙げており、今年度の新規集積面積の目標は、15haと設定しております。

なお、土地改良事業等の実績により、下妻市の集積率は茨城県の目標を達成しておりますが、県・市共にそれ以外の指標はございませんので、茨城県の目標値を使用しております。

続きまして、(2)遊休農地の解消①現状と課題は、昨年11月総会で報告した令和7年度の利用状況調査結果の数値となります。②の表の上段、令和3年度の利用状況調査で判明した緑区分の遊休農地面積は、接道がなかったり、狭小地や傾斜地だったり、条件の悪いものを除外して、14.1haありまして、それをその後の5年間で解消する目標を設定することになっております。②の表の下段、緑区分の遊休農地の解消目標面積をご覧ください。こちらが、今年度の解消目標面積で2.8haとなっております。また、一番下のイ新規発生遊休農地の解消ですが、こちらは、令和7年度に発生した緑区分の遊休農地のうち、条件が悪いところを除いた遊休農地を、令和8年度で全て解消する目標となっております。新規発生した遊休農地の解消目標面積は、1.3haになります。

続きまして、3ページ目の(3)新規参入の促進につきましては、新規参入者への貸付などについて、同意を得た農地を目標設定することとなっております。その目標面積については、過去3年間の各年度の賃借などで権利移動した面積を平均した面積の、1割以上を設定することとなっております。②の目標をご覧ください。本市では、対象年度の権利移動面積の平均が39.9haであることから、その約1割の4haが、新規参入者への貸付について、所有者の同意を得た上で、公表する農地の目標面積となります。

続きまして、2最適化活動の活動目標つきまして、(1)委員が最適化活動を行う日数目標は、昨年同様、1人当たり、1月10日の目標としております。毎月の活動報告をいただく目標日数となります。引き続きよろしく願いいたします。

(2)活動強化月間の設定目標につきまして、こちらは、年間3回以上設定することとされております。取組案としまして、9～10月に遊休農地の解消月間として農地の荒廃や違反転用を防ぐため市内のパトロールを行う、11月に遊休農地の解消月間として農地パトロール後に行う意向調査の結果を委員と共有し遊休農地の発生防止と解消を図る、3月に遊休農地の解消月間として遊休農地等の所有者へ貸付希望農地マッチング制度への登録意向調査により貸付の推進を行うとしております。貸付希望また売却希望等、委員の皆様には担当地区の該当農地について希望者とのマッチングなどにご協力いただきますようお願いいたします。

(3)新規参入相談会への参加目標につきましては、県や市が実施する新規参入関係の研修会等に、委員のうち1人以上が参加することを目標設定することとなっておりますので、12月に開催予定の新規参入研修会アグリジョブセミナーに委員1人が参加する目標の設定となっております。

以上が令和8年度の最適化活動の目標の設定等案でございます。ご審議くださいますようお願いいたします。

議長(会長 齋藤孝夫君)

説明を終わります。発言はありませんか。

(「なし」と発する者あり)

議長(会長 齋藤孝夫君)

なければお諮りいたします。本案につきまして、目標を定めることに異議ありませんか。

(「異議なし」と発する者あり)

議長(会長 齋藤孝夫君)

異議なしと認め、左様決しました。

続いて、報告第1号、農地法第3条第1項第13号の規定による農地等の権利移動届出について、報告願います。局長。

事務局長(広瀬和男君)

8ページをお開き願います。

報告第1号、農地法第3条第1項第13号の規定による農地等の権利移動届出につきましては、今回3件の届出でございます。ご説明申し上げます。

届出番号1号、届出地、小島地内、2筆、田及び畑、合計3,080㎡、公益社団法人 茨城県農林振興公社が、農地中間管理機構の特例事業の用に資するため取得するもので、去る2月13日届出があり、内容を審査した結果、適法でありましたので、受理通知書を交付したことをご報告申し上げます。

届出番号2号、届出地、神明地内、畑、901㎡、公益社団法人 茨城県農林振興公社が、農地中間管理機構の特例事業の用に資するため取得するもので、去る3月5日届出があり、内容を審査した結果、適法でありましたので、受理通知書を交付したことをご報告申し上げます。

届出番号3号、届出地、神明地内、畑、827㎡、公益社団法人 茨城県農林振興公社が、農地中間管理機構の特例事業の用に資するため取得するもので、去る3月5日届出があり、内容を審査した結果、適法でありましたので、受理通知書を交付したことをご報告申し上げます。以上でございます。

議長(会長 齋藤孝夫君)

これは報告事項でございますので、ご承認のほどよろしくお願ひいたします。

続いて、報告第2号、制限除外の農地の移動届出について、報告願います。局長

事務局長(広瀬和男君)

9ページをご覧願います。

報告第2号、制限除外の農地の移動届出につきましては、今回2件の届出でございます。ご説明申し上げます。

届出番号1号、届出地、前河原地内、2筆、畑、合計3,107㎡のうち157.50㎡、下妻市が道路改良工事に伴う敷鉄板の設置をするため、一時的に使用するもので、去る2月19日届出があり、内容を審査した結果、適法でありましたので、届出を受理したことをご報告申し上げます。

届出番号2号、届出地、半谷地内、6筆、畑、合計679㎡、議案第2号 処理番号2号の耕作地への進入路とするため使用するもので、去る3月10日届出があり、内容を審査した結果、適法でありましたので、届出を受理したことをご報告申し上げます。

以上でございます。

議長(会長 齋藤孝夫君)

これも報告事項でございますので、ご承認のほどよろしくお願ひいたします。

続いて、報告第3号、農地法第18条第6項の規定による通知書受理について、報告願ひます。局長。

事務局長(広瀬和男君)

10ページをお開き願ひます。

報告第3号、農地法第18条第6項の規定による通知書受理について、ご報告申し上げます。

農地法第18条第6項の規定による合意の解約が議案書に記載のとおり、10ページから15ページまで、24件ございました。全件、添付書類も含めて完備されており、受理いたしましたので、ご報告を申し上げます。以上でございます。

議長(会長 齋藤孝夫君)

これも報告事項でございますので、ご承認のほどよろしくお願ひいたします。

続いて、報告第4号、下妻市情報セキュリティポリシーの策定について、報告願ひます。局長。

事務局長(広瀬和男君)

15ページ並びに報告第4号の別紙をお開き願ひます。

報告第4号、下妻市情報セキュリティポリシーについて、ご報告申し上げます。

令和7年12月の総会において報告した、サイバーセキュリティに係る方針が策定されましたので報告するものでございます。

内容につきましては、杉田補佐から説明いたさせます。

事務局職員(杉田由里子君)

それでは、報告第4号、下妻市情報セキュリティポリシーの策定について、ご説明いたします。

こちらにつきましては、令和7年12月総会の報告第4号で、令和6年の地方自治法改正により、方針の策定と実施が義務付けられたことを受けまして、庁内統一で作成する旨をご説明したところでございます。

報告第4号の2枚目をご覧ください。

この方針は、法改正を受け、情報の強靱化と利便性を念頭に本市全体の情報を安全に守るために策定したもので、下妻市行政改革・DX推進本部会議において農業委員会を含む庁内全般の部局のものとして審議され、令和8年4月1日に施行する予定となっております。

農業委員会として単独で策定したものであれば、議案として委員の皆様にご審議いただくところですが、庁内統一で作成しておりますので、今回、報告事項としております。

内容につきましては、目的として、本市が保有する情報資産の機密性、完全性及び可用性を維持するためにその対策を定めるとしており、以下、対象とする脅威の定義、適用範囲、職員の遵守義務、情報セキュリティ対策等、3ページまで、国で規定すべきとされる項目を定めた指針となります。

以上で、報告4号の説明を終了いたします。

議長(会長 齋藤孝夫君)

これも報告事項でございますので、ご承認のほどよろしくお願いたします。

以上で本日の案件は、すべて終了いたしました。

慎重なるご審議ありがとうございました。

以上を持ちまして、令和8年第3回下妻市農業委員会総会を閉会いたします。

議事終了（午後2時37分）

議 長 齋 藤 孝 夫 _____

署名委員 草 間 進 _____

署名委員 笠 島 修 _____